

砂川市訓令第48号
令和7年12月23日

砂川市液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱の一部を改正する訓令

砂川市液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する立入検査等事務処理要綱（平成25年訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第7項第1号」を「第16条第7項第1号」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年12月25日から施行する。

別記第2号様式（第7条関係）

立入検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

市町村名 砂川市
立入検査員

本日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第1項の規定により立入検査を行い、販売又は販売の目的で陳列している液化石油ガス器具等について同法第39条第1項及び第48条に係る違反の有無を検査しました。

その結果、貴社（店）において、下記のとおり違反する液化石油ガス器具等（法第48条に規定する表示に係る不適合液化石油ガス器具等）が認められましたので、直ちに当該液化石油ガス器具等の販売を停止し、今後このような液化石油ガス器具等の販売又は販売の目的での陳列を行わないように注意してください。

また、当該液化石油ガス器具等（店頭陳列品だけではなく、倉庫等の在庫品も含む。）の購入先、処分等について、別紙改善報告書により10日以内（ 年 月 日まで）に報告して下さい。

記

違反液化石油 ガス器具等名 機種名 型番 その他	製造事業者名	基準適合性 検査機関名	違反内容			台数
			法第48条に 規定する表 示に係る不 適合	経過措置期 間終了した 表示を貼付	その他の 違反	